

第23回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成29年1月19日（木）10時00分～12時00分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など>（★は宿題事項）

- ・買取者変更（小売⇒送配電）に伴う申請手続きに要する期間について、検討し実務者会議にて提示する。★
- ・買取者変更（小売り⇒送配電）にかかる運用フロー（案）に対し、2月2日（木）目途に事務局宛てにご意見を頂きたい。
- ・小売から送配電への備考欄（連絡欄）の追加について、検討を開始することとした。★
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を1月12日（木）目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認（資料1）

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況（資料2）

事務局よりスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

・前回提起分を移管、新規起票はなし。前回からの進捗状況を報告。

・小売から送配電への備考欄（連絡欄）の追加は、要望の声が多く、ニーズが高まっていると判断し、検討を開始することとした。★

■質疑等

・前回提示した内容に対しての回答である、数が多いので一旦持ち帰りで構わないか。

→問題ない。持ち帰って改めてご確認頂きたい。（事務局回答）

・82について。成立した契約を簡単な操作でできなくなるという趣旨は理解するが、問題意識としては、慎重を期するべく人手でやった結果、ヒューマンエラーで誤課金が生じているので、機械化できるところは機械化して欲しいというところである。操作を簡単にしたいというわけではない。

→起票頂いた趣旨は了解した。（事務局回答）

・84について。一旦広域機関の方で預かるということか。

→現時点でも預かっており、現状の報告をしている。

・85について。電力の方でシステムの違いはあるが、各社のルールブックというのは作れないか。

→各月で定型化できるかという問題が一つある。祝日の度合い等によって変化する。（事務局回答）

⇒そのような月ごとの違いについてもルールがあるはずであり、各社で当日に逐次判断しているわけではないと思っているが、違うのか。カレンダー化できるのではないか。

→現状、各社の状況が全て集まっておらず、確認中である。（事務局回答）

⇒説明では、「統一は難しい」ということであったが、趣旨としては、「統一」ではない。HP公表等の何らかの形で確認できれば、問合せを受ける電力会社としても楽であり、お互いの手間が省けるのではないか。

→各社確認したのち、検討する。（事務局回答）

・86について。「円滑なスイッチングに努めて参ります」の主体は、送配電事業者で間違いないか。

→そのようにご認識頂きたい。

⇒送配電事業者は、メーターの交換に際して、検査等の目的であるとか、自由化に伴う切替によるものであるということを、連絡してほしいという要望である。そういう説明をしていただけるということか。地域電力の送配電部門の方からアポイント

メントがあって、メーター交換の日時の連絡があるということでいいのか。

→メーター交換の目的をはっきり言うかは別にして、スイッチングが円滑にいくように、対応させて頂くという趣旨である。明確に目的を必ず全件お伝えするという趣旨ではない。項番 53 に事前連絡が徹底されておらず需要家にご迷惑をおかけしたというご意見もあったので、そういうところも踏まえて基本的に周知によるところでスイッチングがうまくいかないとか、需要家からの問合せ対応でスイッチングが滞ることがないよう対応していきたい。

⇒今日は何のために来たのか、というところの答えは頂けるということか。

→当然、今も聞かれたらそう答えると思っている。それが一部抜けていたために、今回申し出があったものと認識している。

・事務局の説明の中で、前回提示した課題の中で、基本的に全電力に共通に絡むことについてはこちらに載せて、個別のこととは個別で対応するということは了解した。一点漏れていたことがあり、前回資料の 12 番で、送配電の中に住所地番のデータと 22 行の供給地点特定番号が間違っていることがあるということに関して、現時点では責任箇所が明確でなかったということで、そもそもルールがどうなっているのかご確認頂きたいという趣旨であった。今回の電力自由化に関してデータ保全の責任はルールブック上どうなっているのかという質問である。このことの回答は現在広域機関の方で預かっている状況なのか。責任の所在がはっきりしないと、改善の努力をする人がいないということが困っている。人間がやることなので、間違うこと自体は仕方ないが、それに対して少しでも工夫して良くしようという人がいないのが問題である。最終的にお客さまに迷惑がかかる話なので、我々小売が責任とて説明して回るということになるが、説明のしようもない。責任箇所がないという整理は、おかしな話である。

→区画整理等で住所が変わったという話であれば、わかった時点で登録を直しますという話と思われる。そもそも当初の申込みが間違っていたものについての責任は誰なのかというのは、確認が困難である認識。一般送配電事業者は、申込みをベースに登録をするので、例えば部屋番号が申込後に変わったのであれば、建主か委託された不動産かはわからないが、小売電気事業者に申し出て頂かないと一般送配電事業者側での把握が難しい面もある。住所の確からしさというのは住民票のデータとリンクしているわけではないので、責任箇所としては申込者が責任者であるという認識を一般送配電事業者はお持ちだろうと思う。もちろんデータが違うことがわかれば直しに行く。（事務局回答）

→結局、建主はちゃんと言ったけど、入力ミスがあった場合も、後からはわからない。だから責任箇所がお客さんであるというよりも、責任箇所が無い、どうしようもない、という整理だと思う。

→情報の誤りが判明した段階で個別に対応していくしかない。全てのデータが確かであるかを 1 年に 1 度確かめるというのは現実的な話ではないので、都度不具合に対応するしかない。（事務局回答）

⇒責任箇所が特定できないということか

→一律に責任を求めるのは難しい。システムに入っているデータが間違っているから一般送配電事業者の責任だ、と一律に言い切ることはできないし、区画整理があったときに発覚後も延々と直さなかつたときの責任もないのかというところも判断が難しい。責任が全くないとは言わないが、全て一般送配電事業者の責任だと言い切るのは難しい。間違った登録があつたときに、誰かが主導して是正していくことができないのか、というのが本筋であると認識している。（事務局回答）

⇒それさえわかれれば、こういうことがありますので今回についてはごめんなさいと、我々小売が前面に立って謝ることに何も問題はない。誰が主導して是正していくかの部分については、フローを詰めているという話であったか。

→結局、キックが無いとわからないものと、区画整理のようにわかりやすいものとがある。（事務局回答）

⇒前者の話か、後者の話か。例えばスイッチングの申込みがあって、供給地点特定番号が違うという話をきっかけにわかつたというときに、どうやって直すのかという話をしているのか。

→わかったあとであれば一般送配電事業者の方でデータを修正することになると考える。

⇒登録誤りについては色々なケースがあると思うが、どういうケースを想定しているのか。

→今回の議論では、何かしらの理由で登録誤りがあり、その結果として間違った地点で供給が始まったというケースである。

⇒隣の家に供給してしまい、隣の家の電気使用量で請求してしまっている状況で、気が付かなければ、ずっと気が付かないケースもあるので、そういうものをできるだけ無くそうとする努力について、どうなのか。現地確認もせず、需要者の言われた通りにやっている。それは仕方ないし、現地確認もヒューマンリソースの関係で無理だというのであれば無理なのであろうが。

→難しいと思っており、住所も何の住所をいれているのか。地点は一つであるが、住所も一つの地点に対して、住民票の住所や不動産屋が選択した住所や、土地自体の住所など色々な番号を持っており、どれを皆さんが使っているのか日本中の認識があつていいわけではないので、住所を揃えましょうといつても、何の住所に揃えますということも決まってないし、日本の全国民がオーソライズされた住所があるわけでもない。住所が合っている、合っていないというのも、突き詰めていくと難しい話である。更に件数も莫大であるので一件一件さらっていくこともできないし、どこで住所変更が行われてという情報も中々難しい。市町村単位の話であればわかるかもしれないが、かなり小さいところでは難しいと思っている。

⇒小さいところと言つても、例えは同じような建物が建つてゐる総合住宅のような同じ地番ということもあるのはわかるが、今回起きた事件は、○丁目1-2-3と1-2-4が逆になつてゐた。総合住宅のように1-2-3の中に10軒あるという話なら、地番のつけ方は追い番をつけるようなローカルのルールでやる場合もある。しかし今回の事例はなぜ起きたのか。建主の責任と言い切ることもできないし、入力ミスの可能性もある。どこで間違えたのかを特定したいのではなく、間違えたという事実をうけて、今後については、登録するときには確認をするであるとか、そういう努力を誰もしないのでは、という話である。

→誰が努力するというのも難しい話である。一般送配電事業者が事業者に請求書を出すということないので、請求書を出している小売が需要者に近くにいるとすれば、小売の方が修正に行く方がフロー的には流れそうな感じはある。しかし小売の方も移り変わつていて、難しいと思う。一般送配電事業者も、工事があれば間接的に需要者との接点もあるが、日々の業務の中ではなかなか接点ないので、住所を追っかけていくのも難しい。実際に誰がやるとなると、難しい話である。

⇒それならば、データを使う小売の立場としては、間違があることを前提に防御策を考えなければいけないのか。

→8000万のデータが全て合つてゐるとは言い難い状況である。

⇒そういうことが前提となるので、極力現地確認で最終的には住所地番だけではなくて、メーターのシリアルナンバー等をみれば特定できるであろうことから、そこまでやっておくのか。

→地点の誤りを防ぐためには、住所という曖昧なものだけではなくて、メーターのコード等を確認するしかないので。それが打ち間違つてゐるというのは、ほぼ無いと思われる。住所だけを突き詰めても完全には解消されないと思われるので、別の方針を考える必要がある。

⇒そういう状況を是としたうえで、それぞれができる努力をしなさい、ということか。

→今の状態では、それを組織だててとか、システムだててやることは難しい。

3. 買取者変更（小売り⇒送配電）にかかる運用フロー（案）について（資料2別紙）

資料2項番75、76について、買取者変更（小売り⇒送配電）にかかる運用フロー（案）について説明。

■質疑等

・現小売に対する受電廃止申込兼開始取次申込書について、複数地点を一度に変更したいといった場合、別紙か何かで対応するということか、それとも一件ずつということになるのか。

→そのあたりは運用面の話であるので、どのくらいのボリュームにもよるが、一般送配電と小売で調整して頂くという形になるが、基本的には一件ごとの申込みがベースである。

・マッチング判定を誤るというのは、どういった場合を想定しているのか。

→紙ベースでの申込みをお願いしているが、片や受電廃止をスイッチングシステム経由で管理し、片や特定契約申込を紙ベースで管理するところで、つき合せがうまくいかないことが発生する可能性が高いのではというイメージである。受電廃止だけが進んでしまい、特定契約開始を待たずして契約が廃止されてしまうというリスクが考えられる。そのため、双方紙ベースでつき合せをするという運用を検討した。

⇒送配電事業者側では、いわゆる撤去に該当するのか、スイッチングに該当するのか。

→受電廃止申込は単なる引越しの場合があり、それと区別がつかないことを懸念した。

⇒申込書で区別をつけさせることはできないのか。

→今申し上げたのは、仮に受電廃止申込をスイッチングシステムでやるとしたときに、気づきがないというリスクである。

⇒それは四月等の、今までのシステムと紙が混在する時期だけの話であるのか。

→仮に受電廃止申込をスイッチングシステムで行い、特定契約開始申込を紙ベースで行う、といった場合の話である。

⇒そういう運用をした場合のみの話なのか。

→そのとおりである。このような懸念事項が想定されるので、なるべくリスクを最小化するために、紙ベースでのやりとりをお願いしたいということである。

⇒現小売が廃止取次を行う場合に、説明が漏れると受電廃止だけが行われるというのは、この時点ではすでに紙ベースでのやり取りであるから起こりえないということか。

→そのとおりである。

⇒廃止取次だけが行われるというのはまた別の理由か。

→最初に挙げた懸念点というところでいくと、マッチング判定を誤るリスクは、受電廃止と特定契約開始のつき合わせがうまくいかないときが発生することを考えている。ただ、資料の流れであれば、そのリスクは最小できるという認識である。そのため、そういったことはなりにくいと考える。

⇒紙と紙でマッチング判定をするという運用にした場合はマッチング判定誤りが起こらないということか。

→起こらないと思っている。4 のなお書きの部分の話は、いつまで経っても特定契約開始申込が発電者から来ないので、マッチングできず、参考のフローのようにはならない。発電者からの特定契約開始申込が必要で、待ち続ける形になると思われる。なお書きのところは処理誤りという観点よりは、発電者の切り替えたいといった意思を慮って記載している。現小売については手続き等を重々承知だと思うが、発電者は一般の方も多く、そういったところをアナウンス頂くと関係各者が円滑に回していきたいという趣旨である。

- ・申込みの期限は今と変わらないのか。

→書類のやり取りというステップが発生するので、現行通りではないと想定している。現在よりもさらに数営業日かかるのではとの認識である。

⇒それは四月までに決まるのか、また各一般送配電事業者間で異なることになるのか。

→買取者変更に要する期間について、検討の上お示しする。★

- ・今回提示させていただいた案を持ち帰りいただき、ご意見を頂きたい。短い期間だが、2週間程度、2月2日を目途にご意見を頂ければ幸い。

3. 30分電力量・確定使用量通知のB/Pに関するご意見・ご要望状況（資料4）

事務局より30分電力量・確定使用量通知のB/Pに関するご意見・ご要望状況について説明。

・今回新たに頂いたご意見ご要望はなく、前回からの進捗状況について報告。

■質疑等

・特になし

○次回は2/16（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上